

IV 営業所の確認資料

(申請にあつては新規・許可換新規・更新の場合にすべての営業所について提出してください。ただし、般特新規・業種追加の場合でも、更新期に財産的要件を満たさないために特定建設業の許可を受けている方が申請する場合はすべての営業所について、営業所の所在地が既提出の申請(変更届)の内容と異なる場合は当該営業所について提出してください)

営業所の写真 ※写真を貼り付けた用紙に自己所有又は賃貸借等の別を記載すること。
明瞭なもので下記の全て

- (1) 営業所の外部・・・建物の全景、及び営業所の案内板があればそれを写したもの
- (2) 営業所の内部・・・主な執務室の状況が確認できる程度のもの
- (3) 建設業の許可票(標識)・・・建設業法施行規則第25条第2項前段に規定する標識の記載内容と設置場所が確認できるもの
- (4) その他・・・営業所の入口部分に営業所の名称を明記している場合それを写したもの、また、営業所がビル内に所在する場合で建物の入口やエレベーターホール等に営業所の案内板があればそれを写したもの。

※更新(般特新規・業種追加で、更新期に財産的要件を満たさないために特定建設業の許可を受けている方が申請する場合を含む)の場合、写真は省略できます。

※建設業の許可票(標識)の写真については、許可申請にあつては許可換新規の場合のみ必要です(大臣又は他都道府県知事許可時の標識。なお、許可換新規申請の際に新設営業所がある場合、新設営業所分については不要)。